

暮らしのプレゼント 3 便



相談ファイル

～次々に契約させられた住宅リフォーム工事～ ＜被害を拡大しないためには、周囲の方々の協力が必要です＞

＜相談内容＞

一人暮らしの高齢の母が、3年前から訪問販売で床下工事、屋根工事など4社と次々と契約し、契約金額は700万円を超えていることがわかった。母は、判断力が不十分で、不必要な工事もあると思うが解約できないだろうか。

＜アドバイス＞

一人暮らしや夫婦だけの高齢者を狙って、同じ業者が何度も訪問したり、その情報が流れて複数の業者が入り替わり立ちかわり訪問する「次々販売」の典型例と考えられます。

悪質業者は、言葉巧みに高齢者の不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄など大切な財産を狙っています。必要のないものを支払い能力を超えて次々と契約させるため、契約金額も高額になり、被害は深刻です。

この相談については、契約当事者が1年前に認知症の診断を受けていることがわかり、判断力不足に乗じて不必要な工事契約をさせたことを指摘して業者と交渉したところ、診断以降に契約した1社との契約は取り消すことができました。

しかし、過去の契約時の判断能力の証明は容易ではありません。判断力が低下してきた場合には、早めに「成年後見制度」などの活用を検討しましょう。

高齢者がこうした被害にあわないためには、家族や近所の方、民生委員や介護ヘルパーなど周辺にいる人たちが変化に気づき、相談機関につなぐことが重要になっています。



生活情報ファイル

～申し込んでいない商品が届いたら…～

今年も早や12月。ご家庭にお歳暮などが届くこともあると思います。

しかし、中には歓迎できない「贈り物」が紛れ込んでくる場合もあります。

「送り付け商法（ネガティブ・オプション）」とは、商品購入の申し込みもしないのに一方的に商品を送り付け、振込用紙などを添えて消費者に商品を受け取ったのだから代金を支払う必要があると誤解させて代金をだまし取る販売方法を言います。送付されてくる商品は、卓上カレンダーや絵葉書等のほか、高額な書籍などもあり、多様です。

契約は申し込みと承諾があってはじめて成立します。購入を承諾していないため、そもそも契約は成立しておらず、代金を支払う必要もありません。送ってきた商品の取り扱いは、「特定商取引法」に定められており、商品到着後14日間、又は商品の引き取りを業者に請求したときは7日間経過すれば保管義務がなくなり、業者は商品の返還を請求できなくなります。

つまり、それ以降には消費者はその商品を自由に処分できます。（保管期間中に商品を使用すれば購入を承諾したものとみなされ、代金を支払う必要があります。）

一度代金を支払ってしまうと、取り戻すことが難しくなります。覚えのない商品が代金引換郵便や宅配便で届いた場合は、受け取りを保留し配達員に持ち帰ってもらいましょう。特に家族宛ての場合には、受け取り前に本人によく確認しましょう。



くらしのまめちしき

～パッケージツアーのキャンセル料金はいくら掛かるの？～

年末年始に向けて旅行の計画を立てる方もいらっしゃると思います。

旅行契約を大きく分類すると、1.「パッケージツアー(募集型企画旅行)」, 2.旅行者が旅行代理店に依頼して、旅行プランを作成する「受注型企画旅行」, 3.旅行者が自ら切符や宿泊先の予約を旅行代理店に依頼する「手配旅行」の3種類があります。

このうち、「パッケージツアー」は、旅行会社が主催し、ガイドに付き添われて団体行動するため、旅行手配の面倒が少なく身近になっています。中には航空券、ホテル、空港とホテル間の送迎のみの格安な商品も出回っており、「手配旅行」よりも格安に旅行先での自由な楽しみが味わえたり、旅行会社の一括手配によってグレードの高いホテルに安く泊まれるなどが魅力の一つとなっています。

パッケージツアーの契約の成立時期は、「申込金」を旅行会社に支払ったときですが、電話やインターネットを使いクレジットカード番号を通知し申し込んだ場合は旅行会社から参加承諾の連絡があったときとなっています。パンフレットや約款(やっかん)はよく読んでおきましょう。

<キャンセル料>

国内旅行の場合	旅行代金の	海外旅行の場合	旅行代金の
(前日から)20日前～8日前 (日帰り旅行は10日前まで)	20%以内	(前日から)40日前～31日前 (ピーク時のみ)	10%以内
(前日から)7日前～3日前	30%以内	(前日から)30日前～3日前	20%以内
前日	40%以内	前々日～旅行開始前	50%以内
当日(旅行開始前)	50%以内	旅行開始後又は無連絡の不参加	100%以内
旅行開始後又は無連絡の不参加	100%以内	※航空機をチャーターした旅行は別です	

標準旅行業約款より(募集型企画旅行(パッケージツアー)の場合)

((社)日本旅行業協会: <http://www.jata-net.or.jp/jatainfo/kisoku/pdf/yakkan05.pdf>)

お知らせ 多重債務者無料相談会が開催されます。

◎電話相談 日時：12月14日(金), 15日(土) 10時から16時
電話：082-222-1745

◎面接相談 *前日までに各会場の予約電話へお申し込みください。

相談会場	住所	相談日	予約電話番号
広島司法書士会館	広島市中区上八丁堀 6-69 (082-222-1745→ 仮設電話・当日限り)	12月14日(金) 10時～16時 12月15日(土) 10時～16時	広島県消費生活室 082-513-2730
呉市つばき会館	呉市中央6丁目 2-9 (0823-25-3594)	12月15日(土) 10時～16時	呉市市民生活課 0823-25-3219
尾道市総合福祉センター	尾道市門田町 22-5 (0848-22-8343)	12月15日(土) 10時～16時	尾道市商工課 0848-25-7182
福山市消費生活センター	福山市東桜町 3-5 福山 市役所 1階 (084-928-1188)	12月15日(土) 10時～16時	福山市消費生活センター 084-928-1188
三次市福祉保健センター	三次市十日市東3丁目 14-1 (0824-62-6257)	12月16日(日) 10時～16時	三次市ひとづくり推進室 0824-62-6222

発行元: 広島県生活センター (県民生活部総務管理局消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市(町)消費生活センター(受信先でご自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)○階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として刊行していますが、印刷(A4判)しても使用できます。